

令和2年 2月4日
住宅局 住宅生産課

令和元年度（補正予算）「長期優良住宅化リフォーム推進事業」 の募集を開始します！

～子育てしやすい環境等の整備に向けて、補助対象の拡充や補助限度額の引上げを実施！～

今般、令和元年度補正予算が成立したことから「長期優良住宅化リフォーム推進事業」の募集を開始します。今回の補正予算事業より子育て世帯向け改修工事を新たに補助対象に追加するとともに、若者・子育て世帯、又は既存住宅の購入者が改修工事の実施等する場合の補助限度額の引上げを行います。

1) 補助対象住宅

リフォームを行う既存住宅（戸建住宅、共同住宅とも対象）
※事務所や店舗など住宅以外の建物は対象外

2) 主な事業要件

- ・リフォーム工事前にインスペクション（建物の現況調査）を実施すること
- ・一定の住宅性能を有するようリフォーム工事を実施すること
- ・リフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること

3) 補助対象費用

- ・性能向上リフォーム工事等に要する費用
- ・**子育て世帯向け改修工事に要する費用**
- ・インスペクション、履歴作成、維持保全計画作成等に要する費用

4) 補助率・補助限度額

- ・補助率：補助対象費用の1/3
- ・補助限度額：リフォーム工実施後の住宅性能に応じて100～250万円/戸
※以下のいずれかの要件を満たす場合は50万円/戸を上限に加算
 - 三世代同居対応改修工事を実施する場合
 - 若者・子育て世帯が改修工事を実施する場合**
 - 既存住宅を購入し改修工事を実施する場合**

5) 応募方法・期間

通年申請タイプ

本事業の要件に適合する場合は、受付期間内に事業者登録を実施することで、交付申請を行うことができます。

- ・事業者登録の実施者：施工業者又は買取再販業者
- ・**事業者登録の受付期間：令和2年2月4日(火)～令和2年5月10日(日)**

※令和元年度補正予算事業では『事前採択タイプ』の募集はありません。

※事業内容、事業者登録、応募方法等の詳細、交付申請等の手続きの詳細については、
次ページの<本事業に関する問い合わせ先>記載のホームページをご覧ください。

<本事業に関する問い合わせ先>

●長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

住宅性能に関する技術的相談、事業者登録、募集要領等に関する問合せ

ホームページ：http://www.kenken.go.jp/chouki_r/

メー ル：qanda@choki-reform.com

F A X：03-5805-0533

T E L：03-5805-0522 ※平日 10～17時(12～13時を除く)

●長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

交付申請、完了実績報告等の手続きに関する問合せ

ホームページ：<http://www.choki-r-shien.com/>

メー ル：toiawase@choki-r-shien.com

F A X：03-5229-3571

T E L：03-5229-7568 ※平日 10～17時(12～13時を除く)

<問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 住宅生産課

電話(代表) 03-5253-8111 (内線39-431、463)、 F A X 03-5253-1629